

岡山県結核定期健康診断補助金交付要綱

昭和48年 6月 6日
医第 477号

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づく健康診断に要する経費について、学校又は施設（市町村の設置する学校及び施設を除く）の設置者に対し、「岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、昭和41年岡山県告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定。以下「告示」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付基準)

第2条 補助金の対象となる事業及び補助額は、告示に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書を、正副2部別に定める日までに所轄県民局長に提出しなければならない。

(申請の取下げ申請)

第4条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、様式第2号による申請書を、補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、様式第3号による申請書を、それぞれ正副2部を直ちに所轄県民局長に提出しなければならない。

(軽易な変更)

第6条 規則第10条ただし書きに規定する知事が別に定める軽易な変更は、補助金額の10%以内の増減とする。

(指示申請書)

第7条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により所轄県民局長の指示を求める場合は、様式第4号による申請書を正副2部所轄県民局長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式第5号による報告書を正副2部、事業の完了した日から15日以内又は3月31日のいずれか早い日までに所轄県民局長に提出しなければならない。

(財産処分等の承認)

第9条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械又は器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供するため、所轄県民局長の承認を受けようとするときは、様式第6号による申請書を正副2部所轄県民局長に提出しなければならない。

ただし、昭和41年7月15日付け、厚生省告示第350号（補助事業等により取得した財産の処分制限期間）の規定による期間を経過したものはこの限りでない。

2 所轄県民局長の承認を受けて前項に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を所轄県民局長の定めるところにより納付しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第10条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和48年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5年度分の補助金から適用する。

改正経過

昭和52年 6月28日付け	医 第 786 号	一部改正
昭和53年 5月30日付け	医 第 554 号	〃
昭和54年 6月 4日付け	医 第 579 号	〃
昭和56年 2月14日付け	医 第 2981 号	〃
昭和57年 3月 5日付け	環 第 2160 号	〃
昭和57年12月28日付け	環 第 2072 号	〃
昭和59年 2月20日付け	公衛第 919 号	〃
昭和59年 8月 3日付け	公衛第 400 号	〃

昭和61年 2月22日付け	公衛第 950 号	〃
昭和62年 2月 4日付け	公衛第 924 号	〃
昭和62年11月 2日付け	公衛第 690 号	〃
昭和63年11月 8日付け	公衛第 955 号	〃
平成 2年 1月10日付け	公衛第 990 号	〃
平成 3年 2月12日付け	公衛第 1225 号	〃
平成 3年11月28日付け	公衛第 1412 号	〃
平成 4年12月25日付け	公衛第 1113 号	〃
平成 5年12月24日付け	健対第 974 号	〃
平成 6年12月27日付け	健対第 981 号	〃
平成 7年11月30日付け	健対第 936 号	〃
平成 8年12月16日付け	健対第 1087 号	〃
平成 9年11月16日付け	健対第 954 号	〃
平成10年11月18日付け	健対第 1034 号	〃
平成11年11月19日付け	健対第 1220 号	〃
平成12年10月16日付け	健対第 923 号	〃
平成13年 4月20日付け	健対第 91 号	〃
平成14年 4月17日付け	健対第 71 号	〃
平成15年 9月30日付け	健対第 746 号	〃
平成16年12月28日付け	健対第 1105 号	〃
平成18年 1月20日付け	健対第 1162 号	〃
平成19年12月26日付け	健対第 1233 号	〃
平成20年12月26日付け	健対第 1154 号	〃
平成21年12月 8日付け	健対第 1046 号	〃
平成26年10月29日付け	健 第 1046 号	〃
平成28年11月 1日付け	健 第 1047 号	〃
平成31年 4月 1日付け	健 第 893 号	〃
令和 2年11月24日付け	健 第 1192 号	〃
令和 3年 9月 8日付け	健 第 764 号	〃
令和 5年 9月15日付け	健 第 771 号	〃

結核定期健康診断補助金交付基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づく補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 次の表に定める補助基準額と対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額を選定した合計額。

(2) (1)により選定された額と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

	補 助 基 準 単 価			対 象 経 費
	健康診断に要する経費	医療機関	胸部エックス線検査 間 接 撮 影 胸部エックス線検査 直 接 撮 影	454円 × レンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数 478円 × 70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 506円 × 100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 1,767円 × 直接撮影を受けた者の延数